

市第 121 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号ウ、第16条の2第2号イ、付則第3項及び付則第10項中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の2第1項」を加える。

付則第20項を付則第22項とする。

付則第19項中「付則第19項」を「付則第21項」に改め、同項を付則第21項とし、付則第18項を付則第20項とする。

付則第17項の次に次の2項を加える。

（子ども世帯の保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 18 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。以下同じ。）現在において世帯主であつて、かつ、控除対象者（当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する当該年度の前年度の12月31日現在において年齢19歳未満の被保険者で、同日の属する年の合計所得金額（地方税法第29条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）

が同項第 9 号に規定する金額以下であるものをいう。以下同じ。

）又は控除対象出生者（同日の翌日から当該年度の保険料の賦課期日までの間に出生した者をいう。以下同じ。）を有するものである場合において、当該世帯主の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第 6 項及び前項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 7 項並びに付則第 14 項（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から当該年度の前年度の 12 月 31 日現在において年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 33 万円を乗じて得た額、同日現在において年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 12 万円を乗じて得た額及び控除対象出生者の数に 33 万円を乗じて得た額の合計額（以下「子ども世帯控除額」という。）を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- 19 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日現在において世帯主であって、かつ、控除対象者又は控除対象出生者を有するものである場合において、当該世帯主の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第 9 項の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、付則第 16 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から子ども

世帯控除額を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い国民健康保険料の基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額の算定方式を改める等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（基礎賦課総額）

第 13 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 19 条の 2 第 1 項の規定により基礎賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

（ア及びイ省略）

ウ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額から第 22 条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額を控除した額

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第 16 条の 2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第 19 条の 2 第 1 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲

げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする  
。

(第 1 号省略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(ア省略)

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項 及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額から第 22 条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額を控除した額

付 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

(基礎賦課総額の特例)

3 当分の間、第 13 条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、「第 1 号」とあるのは「付則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 号」と、「第 2 号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第 2 号」と、同条第 1 号ア中「療養の」とあるのは「一般被保険者に係る療養の」と、同号イ中「神奈川県」とあるのは「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、神奈川県」と、同号エ中「次号ウ」とあるのは「付則第 3 項の規定により読み替えられた次号ウ」と、「額」とあるのは「額（退職被保険

者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）と、同条第 2 号イ中「法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金」とあるのは「国民健康保険保険給付費等交付金（法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」と、同号ウ中「第 72 条の 3 第 1 項 及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項」とあるのは「附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項 及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項」と、「繰入金」とあるのは「繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」とする。

（第 4 項から第 9 項まで省略）

（後期高齢者支援金等賦課総額の特例）

- 10 当分の間、第 16 条の 2 の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期

高齢者支援金等賦課額（）」と、「第 1 号」とあるのは「付則第 10 項の規定により読み替えられた第 1 号」と、「第 2 号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第 2 号」と、同条第 1 号中「部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」と、「次号」とあるのは「付則第 10 項の規定により読み替えられた次号」と、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項 及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項」とあるのは「附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項 及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項」とする。

（第 11 項から第 17 項まで省略）

（子ども世帯の保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 18 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。以下同じ。）現在において世帯主であって、かつ、控除対象者（当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する当該年度の前年度の 12 月 31 日現在において年齢 19 歳未満の被保険者で、同日の属する年の合計所得金額（地方税法第 29 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同項第 9 号に規定する金額以下であるものをいう。以下同じ。）又は控除対象出生者（同日の翌日から当該年度の保険料の賦課期日までの間に出生した者をいう。以下同じ。）を有するものである場合において、当該世帯主の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第 6 項及び前項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 7

項並びに付則第 14 項（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から当該年度の前年度の 12 月 31 日現在において年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 33 万円を乗じて得た額、同日現在において年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 12 万円を乗じて得た額及び控除対象出生者の数に 33 万円を乗じて得た額の合計額（以下「子ども世帯控除額」という。）を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- 19 当分の間、被保険者が当該年度の保険料の賦課期日現在において世帯主であって、かつ、控除対象者又は控除対象出生者を有するものである場合において、当該世帯主の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定するときは、付則第 9 項の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、付則第 16 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から子ども世帯控除額を控除した額を、これらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

（延滞金の割合の特例）

20  
18 （本文省略）

（平成 30 年度から平成 35 年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）

21  
19 平成 30 年度から平成 35 年度までの各年度における第 12 条の 2、



付則第 3 項の規定により読み替えて適用される第 13 条及び付則第 10 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 2 の規定の適用については、第 12 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」とあるのは「附則第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同令第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」と、同項第 2 号中「第 29 条の 7 第 1 項第 2 号」とあるのは「附則第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号」と、同項第 3 号中「第 29 条の 7 第 1 項第 3 号」とあるのは「附則第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号」と、付則第 3 項の規定により読み替えて適用される第 13 条各号列記以外の部分中「付則第 3 項」及び「同項」とあるのは「付則第 21 項  
付則第 19 項の規定により読み替えられた、付則第 3 項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 号イ中「第 69 条」とあるのは「附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 69 条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 69 条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 69 条」と、同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第 2 号ア中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同号イ中「第 70 条第 1 項」とあるのは「附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項」と、付則第 10 項の規定によ

り読み替えて適用される第 16 条の 2 各号列記以外の部分中「付則第 10 項」とあるのは「付則第 21 項  
付則第 19 項の規定により読み替えられた、付則第 10 項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(傷病手当金の支給に関する規定の失効)

22  
20 (本文省略)